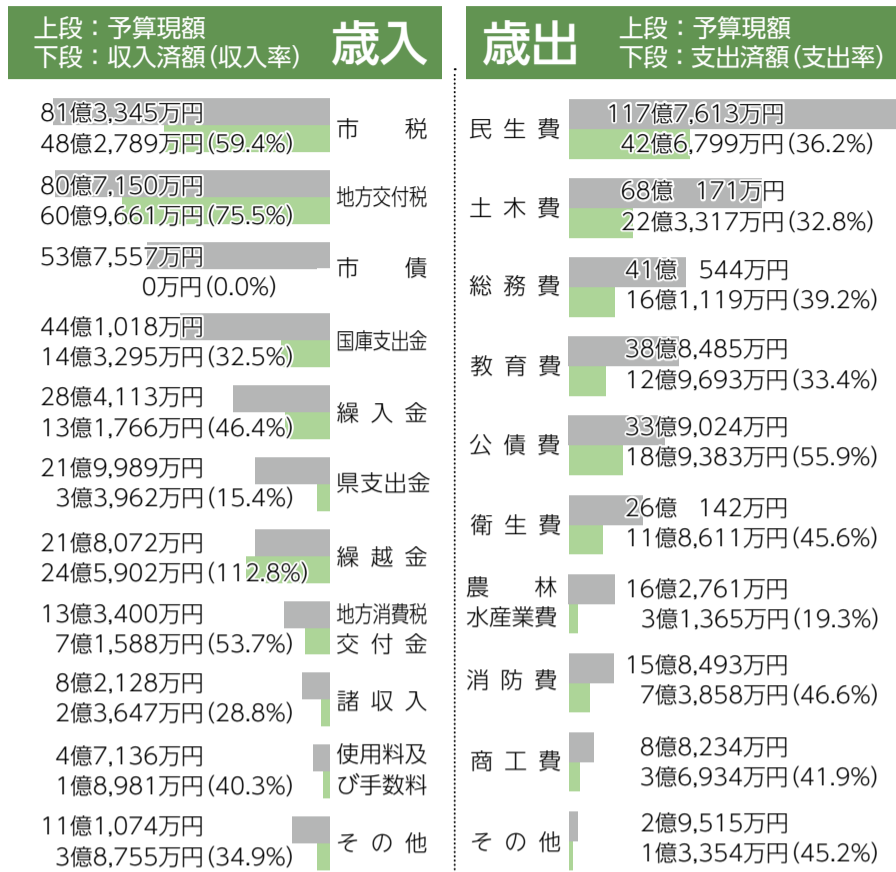


予算執行状況

一般会計 予算現額 369億4,982万円
 収入済額 180億 346万円(収入率48.7%)
 支出済額 140億4,433万円(支出率38.0%)



特別会計

会計	予算現額	収入済額	収入率	支出済額	支出率
国民健康保険事業	125億9,241万円	48億1,358万円	38.2%	55億7,914万円	44.3%
介護保険事業	69億4,511万円	29億8,387万円	43.0%	25億5,690万円	36.8%
訪問看護事業	2,800万円	730万円	26.1%	1,262万円	45.1%
農業集落排水事業	1億9,800万円	1,678万円	8.5%	7,750万円	39.1%
観光事業	6億3,305万円	4,220万円	6.7%	1億9,045万円	30.1%
下水道事業	27億6,011万円	1億7,859万円	6.5%	8億7,367万円	31.7%
土地取得事業	813万円	327万円	40.2%	0万円	0.0%
後期高齢者医療事業	8億2,091万円	2億4,291万円	29.6%	1億5,382万円	18.7%
太陽光発電事業	2億4,000万円	1億6,838万円	70.2%	5,143万円	21.4%
合計	242億2,572万円	84億5,688万円	34.9%	94億9,553万円	39.2%

公営企業会計

会計	収入			支出			
	予算現額	収入済額	収入率	予算現額	支出済額	支出率	
水道事業	収益的	20億2,754万円	10億2,187万円	50.4%	19億3,833万円	5億 376万円	26.0%
	資本的	15億5,069万円	4億7,257万円	30.5%	24億6,349万円	7億5,033万円	30.5%
簡易水道事業	収益的	1億5,033万円	3,095万円	20.6%	1億3,670万円	1,749万円	12.8%
	資本的	5,417万円	0万円	0.0%	9,749万円	3,844万円	39.4%
合計	37億8,273万円	15億2,539万円	40.3%	46億3,601万円	13億1,003万円	28.3%	

市の財産
 ■建物 302,116㎡ ■基金 181億8,436万円
 ■土地 2,561,007㎡ ■有価証券 126万円
 ■車両 180台 ■出資金 6,962万円

市債の状況

平成27年度末市債残高 585億1,403万円
 (うち合併特例債に係る市債残高172億5,682万円)

会計	現在高	構成比
一般		
臨時財政対策債	149億1,654万円	25.5%
教育債	85億9,790万円	14.7%
土木債	46億6,070万円	8.0%
総務債	32億7,300万円	5.6%
消防債	30億 990万円	5.1%
衛生債	20億5,517万円	3.5%
農林水産債	13億8,464万円	2.4%
減税補てん債ほか	13億7,644万円	2.4%
会特		
別		
下水道事業債	78億 624万円	13.3%
農業集落排水事業債ほか	33億7,227万円	5.8%
業公		
企		
水道事業債	69億8,971万円	11.9%
簡易水道事業債	10億7,152万円	1.8%
合計	585億1,403万円	100.0%

※合併特例債…合併団体のみが発行できる起債で、元利償還金の7割を国が措置する特別な起債
 ※臨時財政対策債…元利償還金の全額を国が措置する特別な起債

健全化判断比率、資金不足比率は引き続き健全な財政運営を維持

健全化判断比率と資金不足比率は、地方公共団体の財政破たんを未然に防ぐための指標です。

平成27年度決算では、すべての比率で早期健全化基準を下回り、「健全段階」にありました。また、資金不足を生じた公営企業はありませんでした。

■健全化判断比率 (単位：%)

	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	12.50	20.00
連結実質赤字比率	—	17.50	30.00
実質公債費比率	8.6	25.00	35.00
将来負担比率	59.2	350.00	—

※「実質赤字額」、「連結実質赤字額」が黒字の場合「—」で表記

■資金不足比率 (単位：%)

会計	資金不足比率	経営健全化基準
農業集落排水事業	—	20.0
観光事業	—	
下水道事業	—	
太陽光発電事業	—	
水道事業	—	
簡易水道事業	—	

※「資金不足額」が黒字の場合「—」で表記

交通事故などで 保険証を使う場合は届け出を!

☎市民課 ☎(50)1228

自分以外の人(他人)の行為が原因の負傷や病気の治療費は、本来加害者が負担すべきものです。国民健康保険の保険証を使って治療する場合、届け出が必要です。示談を結ぶ前に、必ず連絡してください。

■第三者(自分以外の人)行為に該当するもの

- ◇交通事故
- ◇他人のペットなどによるけが
- ◇不当な暴力や傷害行為によるけが
- ◇スキー・スノーボードなどの接触事故
- ◇他者所有の建物での設備の欠陥などによる事故
- ◇購入食品や飲食店などでの食中毒

※業務中・通勤途中の事故は労災保険の対象です

かとりの木は、市内の森から伐採された木材で、ちばの木認証制度により証明された木材です。その利用推進と森林の健全な育成のため、かとりの木を使用した住宅の取得者に対して補助を実施しています。

■対象住宅 左記のすべてに該当する住宅
 ◇市内で居住のために新築する一戸建て木造住宅
 ◇かとりの木の利用割合が50%以上、または延べ床面積1㎡当たり0.1㎡以上
 ◇施工者または設計者が市内に事業所がある、ちばの木の家づくり推奨店
 ■補助棟数 6棟
 ■申請方法 農政課・市ホームページにある計画認定申請書に記入し農政課に持参ください。

かとりの木は、市内の森から伐採された木材で、ちばの木認証制度により証明された木材です。その利用推進と森林の健全な育成のため、かとりの木を使用した住宅の取得者に対して補助を実施しています。

■対象者 対象住宅に申請者または家族が居住し、市税などを滞納していない人(香取市暴力団排除条例に該当するときは対象外)
 ■補助額 木材購入費の4分の1(1棟当たり上限25万円)
 ※ちばの木の家づくり推奨店とは、ちばの木認証センターが認定した工務店など
 ◇事業実施年度の2月10日までの上棟が終了
 ■農政課 ☎(50)1258

かとりの木で
 住まいづくり支援事業